



文部科学省における 犯罪被害者等関連施策について

令和5年 5月24日(水)
大臣官房政策課

計画本文

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(15) 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等

ア 文部科学省において、被害少年等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、現在の配置状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能させるための取組や、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る。【文部科学省】（53）

進捗状況

- 犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実を図るため、令和5年度予算において、心理の専門家であるスクールカウンセラー（SC）の全公立小中学校（27,500校、週1回4時間程度）への配置や、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（SSW）の全中学校区（10,000中学校区、週1回3時間程度）への配置に係る予算を計上している。
- これに加えて、いじめ・虐待等の学校が抱える課題に応じて、配置時間を拡充するための重点配置に関する予算も盛り込み、支援の充実を図っている。
- なお、令和3年度においては、スクールカウンセラーの配置・対応率は、小学校において94.2%、中学校において98.3%であり、スクールソーシャルワーカーの配置・対応率は、中学校区において82.5%である。
- また、文部科学省が主催する教育委員会等を対象とした会議等において、犯罪等の被害児童生徒への警察等関係機関と連携した対応等について周知を行っている。また、文部科学省において、教育委員会がスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに対して実施した研修の事例を把握している。

取組事例

- 教育委員会が実施した研修において、任用している全てのスクールカウンセラー等を対象に、犯罪被害者等への二次被害の防止に向けた講義を行った。

計画本文

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(13) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

エ 文部科学省において、学校教育関係者等の職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が児童虐待に適切に対応できるよう、学校・教育委員会等に対し、早期発見・早期対応のための体制整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。【文部科学省】（95）

オ 文部科学省において、地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。【文部科学省】（96）

進捗状況

○児童虐待を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実を図るため、令和5年度予算において、SCの全公立小中学校（27,500校、週1回4時間程度）への配置や、SSWの全中学校区（10,000中学校区、週1回3時間程度）への配置に係る予算を計上。【再掲】

○これに加えて、虐待等の学校が抱える課題に応じて、配置時間を拡充するための重点配置に関する予算も盛り込み、支援の充実を図っている。【再掲】

○学校・教育委員会等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」を作成・公表。

○令和4年度においては、地域人材や専門家等から成る家庭教育支援チームが1,031設置され、保護者への学習機会や情報の提供、相談対応を行っている。このようなチームの組織化及び支援活動等に係る経費の補助等を実施。

取組事例

- 児童相談所等を含む関係機関とケース会議等を実施し、教員とSC・SSW等が連携して早期発見及び早期対応につなげ、継続的な支援を実施した。

取組事例

- 家庭教育支援チームにおいて、学校と連携して保護者を対象とした相談活動や家庭訪問を行い、保護者の家庭教育に関する悩みの軽減を図っている。

【施策番号213】教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実



計画本文

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(37) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能するよう支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団体等との連携・協力を充実・強化する。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする児童生徒等に提供するなどとして、児童生徒及びその保護者等への対応等を促進する。この場合において、加害者が教職員・児童生徒等当該学校の内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、既存の常時利用可能な相談体制を活用しつつ、必要に応じて柔軟に対応するなど、当該児童生徒等にとって相談しやすいと考えられる適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。さらに、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、児童生徒及びその保護者等に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関の情報提供を促進する。【文部科学省】（213）

進捗状況

- 都道府県・政令指定都市の学校や教育委員会に対し、
 - ・ 犯罪行為として扱われるべきと認められる暴力行為やいじめについては、いじめを受けている児童生徒を徹底して保護するといった観点から、直ちに警察へ相談・通報し、警察と連携して対応することが重要であること
 - ・ 教員が体罰を目撃した場合や、学校が体罰又は体罰が疑われる事案について報告・相談を受けた場合には、事実関係の正確な把握に努めるとともに、教育委員会へ報告すること
 - ・ 学校が、体罰や教員等との関係に関する悩みを児童生徒が相談できる体制を整備し、相談窓口を周知すること等を周知し、教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化や教育相談体制の整備を促している。
- 令和3年度において、都道府県・指定都市における教育相談機関数は、207箇所であり、いじめに関する相談は7,632件、教職員との関係をめぐる相談は13,582件、家庭に関する相談は31,661件であった。

取組事例

- 児童相談所・少年センター等の関係機関と連携しながら、SC等を含めた教職員がチーム学校として被害生徒等への支援を実施した。

計画本文

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【文部科学省】（251）

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

文部科学省において、警察等の関係機関と連携し、非行防止教室等における犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。【文部科学省】（252）

(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害に遭ったことを認識し、かつその対応について主体的に学ぶことができるようにするため、教育委員会に対し、地域の実情に応じた取組がなされるよう促す。【文部科学省】（253）

進捗状況

- 「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定）を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善について実践的な研究を行う人権教育研推進事業を実施。
- 都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた人権教育担当指導主事連絡協議会を開催するとともに、独立行政法人教職員支援機構において人権教育指導者養成研修を実施。
- 社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象とした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。
- 加えて、警察と連携し、非行防止教室の開催を推進するなど、犯罪被害者等に関する学習の充実を図っているほか、児童生徒のいじめに対する理解や、児童生徒自らいじめに対し、適切な対応がとれるよう促す動画教材を国において作成し、全国に周知する等、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害にあった場合の対応について主体的に学ぶことができるよう、各教育委員会における地域の実情に応じた取組を促進。

取組事例

- 中学校2年生の授業において、人権教育の一環として「友達が被害者になったら」DVD教材を視聴し、犯罪被害者が抱える問題について考える取組を実施した。